

労使の協力で進めよう労働時間の適正化

～平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されます～

労働時間適正化キャンペーン（平成21年11月1日～平成21年11月30日）

平成20年における三重県内の労働相談状況と労働基準監督署の指導結果

三重労働局管内の労働基準監督署へ寄せられる労働相談は、平成20年では約10700件で、「労働時間」と「割増賃金」に関する相談は、そのうち約25%を占めています。

また、平成20年中に、労働基準監督署が指導した企業で、未払分の割増賃金を100万円以上支払させた事業場は28件、遡及是正額の総計は、約1億円となっています。

労働時間の適正化のために

賃金不払残業・過重労働を解消するためには、労使ともに問題意識を持ち、ともに協力することが必要です。三重労働局及び県内の労働基準監督署では、労働条件等改善のきっかけとなるよう、労働時間適正化に向けた取り組みを進めています。

その一環として、11月の労働時間適正化キャンペーン月間にあわせ、11月21日（土）に全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」（無料）を設置します。

労働時間、賃金、年次有給休暇など、皆様の周りの労働条件について、この機会に是非ご相談下さい。

労働基準法の一部改正法の施行

長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」が平成22年4月1日より施行されます。

①時間外労働の割増賃金の引き上げ

1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金率の引き上げは猶予されます。

（猶予される中小企業は表1又は表2に該当する事業主）

②割増賃金の支払いに代えた有給の休暇

事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、上記①の改正法による引き上げ分（25%から50%に引き上げた差の25%分）の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。

表1

小売業	5,000万円
サービス業	以下
卸売業	1億円以下
それ以外	3億円以下

表2

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
それ以外	100人以下

③限度時間（1カ月45時間）を超える時間外労働を行う場合

1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めることも必要になります。

- 上記の率は法定割増賃金率（25%）を超える率とするように努めること。
- 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めること。



④年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。

※ 現行では、年次有給休暇が日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を結べば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。(年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます)。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

最近の経済情勢の中では、仕事と生活の調和に向けた取り組みが停滞することも懸念されますが、仕事と生活の調和の推進は中長期・持続的発展につながる「未来への投資」であり、好不況にかかわらず、着実に推進していくべき課題です。

三重労働局では、平成20年度に「仕事と生活の調和推進会議みえ会議」で取りまとめられた「働き方改革！みえ」と題した、以下の6つの提言の周知を図り、企業や労働者の自主的な取り組みを推進しています。

1 職場内で話し合いの場を設けましょう。

(取組例) 労働者の意見等を把握する仕組みの導入、トップの決意表明、労使会議の開催

2 所定外労働時間の削減を進めましょう。

(取組例) ノー残業デー、ノー残業ウィークの導入、弾力的な労働時間制度の導入

3 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

(取組例) 年休取得予定表作成、時間単位年休の活用(H22.4.1から)

4 休日を効果的に活用しましょう。

(取組例) 技能向上や自己投資の時間をもつこと、長期休暇の取得促進

5 育児・介護休業等を取得しやすい環境を整備しましょう。

(取組例) 育児・介護休業等制度を就業規則等に明記・周知する、男性の取得促進

6 家庭(家族)で過ごす時間をもちましょう。

(取組例) 日頃から家族で過ごす時間を大切にする、三重県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

内閣府では、11月第3日曜を「家族の日」、その前後1ヵ月間を「家族の月間」と定めています。



<全国一斉無料相談ダイヤル>

日 時：平成21年11月21日(土曜日 「勤労感謝の日」の前々日)
午前9時 ~ 午後5時

電話番号：0120 - なくしましょう 794 - ながいざんぎょう 713 (フリーダイヤル)

平日、お仕事があり、思うように労働基準監督署等へ相談する時間の作れない皆様も、この機会に是非お電話下さい。(ご相談は匿名でもかまいません。)

このチラシに関するお問合せは三重労働局労働基準部監督課(059-226-2106)へ